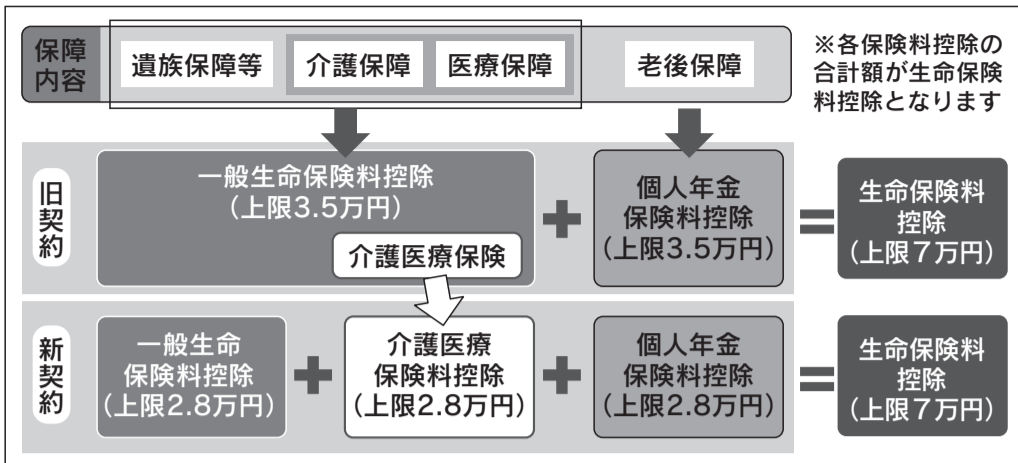


【生命保険料控除改正のイメージ図】



①新契約に基づく計算式

年間の支払保険料等	控除額
～12,000円	支払保険料等の全額
12,001円～32,000円	支払保険料等×1/2+ 6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料等×1/4+14,000円
56,001円～	28,000円(上限)

②旧契約に基づく計算式

年間の支払保険料等	控除額
～15,000円	支払保険料等の全額
15,001円～40,000円	支払保険料等×1/2+ 7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料等×1/4+17,500円
70,001円～	35,000円(上限)

平成25年度

市県民税が変わります

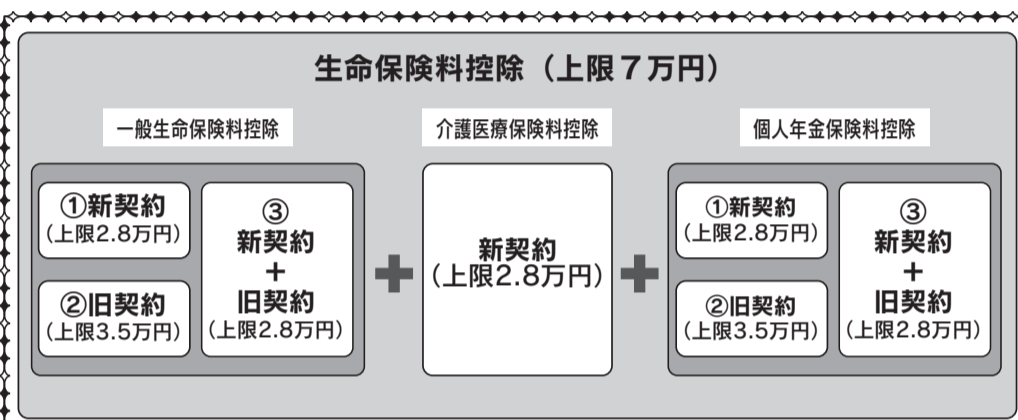
国の税制改正に伴い、市県民税の生命保険料控除や退職所得課税が変更されます。

(1)生命保険料控除の取り扱いが変更

①新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に係る保険料控除  
 ②旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に係る保険料控除  
 これまでの一般生命保険料に含まれていた介護保障・医療保障に係る保険料は、介護医療保険料控除として新設されます(適用限度額2.8万円)。これに伴い、新契約に係る一般生命保険料控除および個人年金適用限度額3.5万円。

金保険料控除において、控除額の計算式と適用限度額が変更されます(それぞれ適用限度額3.5万円→2.8万円)。  
 ※生命保険料控除の上限7万円は変わりません

②旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に係る保険料控除  
 これまでの一般生命保険料控除および個人年金保険料控除が適用されます(それぞれ適用限度額3.5万円)。



新契約と旧契約の両方に関する保険料控除がある場合  
 一般生命保険料控除・個人年金保険料控除は左記の①～③のいずれかを選択し、申告できます。  
 ①新契約のみ適用  
 ②旧契約のみ適用  
 ③新契約と旧契約の両方を適用  
 ※③の場合、合計で2.8万円を超える場合は上限2.8万円まで

(3) 申告を忘れていませんか?  
 ～年金を受給している皆さんへ～

平成23年分の所得から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、税務署へ確定申告書を提出する必要がなくなりました。(所得税の還付を受ける場合、確定申告は必要です。)

しかし何も申告をしないと市県民税が上がってしまう場合があります!

- 事例
- ①「公的年金等の源泉徴収票」に未記載の社会保険料控除や扶養控除などを市県民税で受ける場合
  - ②医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除などを市県民税で受ける場合

※公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合でも市県民税の算定のため申告が必要な場合があります

該当する人は市県民税の申告をお願いします。なお必要書類を添付して、郵送にて申告することもできます。詳細はお問い合わせください。

(2)退職所得課税の見直し

①10%税額控除の廃止

退職所得に係る市県民税の所得割の税額は、10%を控除する措置が勤続年数・役員等に該当するか否かにかかわらず、一律廃止されます。

【市民税】(退職手当等の収入金額-退職所得控除額)×1/2×6%×0.9 廃止  
 【県民税】(退職手当等の収入金額-退職所得控除額)×1/2×4%×0.9 廃止

②2分の1課税の廃止

勤続年数が5年以下の法人役員等に支給する退職手当等は、退職所得控除額を控除した後の残額を2分の1とする措置が廃止されます。

(退職手当等の収入金額-退職所得控除額)×1/2 廃止

※平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等から適用

《退職控除額の計算》

勤続年数	退職所得控除額	
勤続年数20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)	障がい者になったことが直接起因して退職した場合は、左記により計算した金額に100万円が加算されます
勤続年数20年超の場合	80万円+70万円×(勤続年数-20年)	
勤続年数の1年未満は1年に換算 (例) 24年2カ月=25年		

《退職所得の計算例》

- 勤続40年の役員が、退職金2,500万円を受け取った場合  
 退職所得控除 80万円+70万×(40年-20年)=2,200万円
- 改正前  
 (2,500万円-2,200万円)×1/2=150万円 (1,000円未満切り捨て)  
 【市】150万円×6%×0.9=8.1万円  
 【県】150万円×4%×0.9=5.4万円 合計13.5万円
- 改正後  
 (2,500万円-2,200万円)×1/2=150万円 (1,000円未満切り捨て)  
 【市】150万円×6%=9万円  
 【県】150万円×4%=6万円 合計15万円